

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第18条の20
処分の概要	保育士登録の削除
法令の定め	児童福祉法第18条の5各号（第4号を除く。） 児童福祉法第18条の19 児童福祉法第18条の20 児童福祉法施行規則第6条の34
処分基準	[未設定イ] 法令の規定において判断基準が規定し尽くされており、処分基準の設定は不要
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）